

太田市告示第 87 号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、令和 5 年 7 月 7 日から次の市道の供用を開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から 1 月間太田市役所都市政策部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 7 月 7 日

太田市長 清水 聖 義